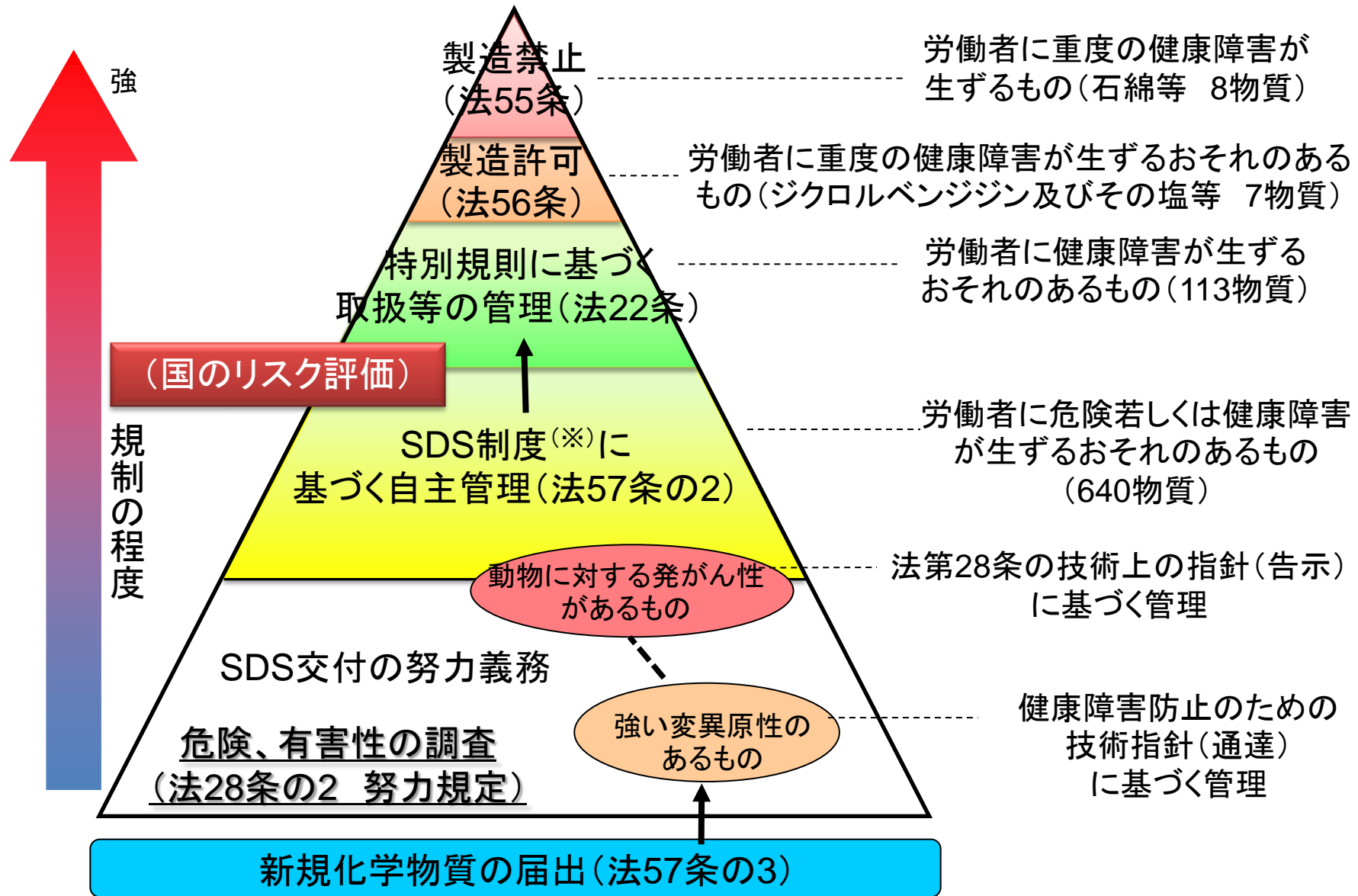


# 化学物質のリスク評価を踏まえた 政省令改正の内容について

## ～インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物～

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課  
化学物質評価室

# 労働安全衛生関係法令における化学物質関係の規則等の体系



# (1) リスク評価制度について

- 有害物ばく露作業報告制度の創設(平成18年1月)
- 化学物質の有害性情報及びばく露情報をもとに、リスクを評価
- リスクが高いものについて、必要な規制を実施

## リスク評価対象物質の選定

重篤な有害性が指摘され、又は健康障害防止措置の導入が求められる物質等を広く募り、国の検討会で選定。選定物質は、有害物ばく露作業報告(安衛則第95条の6)により(取扱量:500kg以上の)事業場数、作業実態等の報告が義務付けられる。

## 有害物ばく露作業報告(国)

### 国によるリスク評価

有害性情報の収集(国)

有害性評価

ばく露実態調査(国)

ばく露評価

リスク評価

## 健康障害防止対策の決定

リスク評価結果をもとに、健康障害防止措置を検討する

特別規則による措置例 作業主任者の選任、局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等

## (2) リスク評価の推進体制

- リスク評価対象物質の選定方針の明確化
- リスク評価、健康障害防止措置の検討プロセスの透明化
- リスク評価(科学ベース)と措置の検討(政策ベース)の分離

### 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

- ・リスク評価方針の検討
- ・毎年度のリスク評価対象物質の選定
- ・リスク評価の周知・徹底等の方策の検討(リスコミ等)

### 化学物質のリスク評価検討会

### 有害性評価小検討会

- ・評価対象物質の有害性評価(評価値の設定、バイオの試験結果の評価を含む)

### ばく露評価小検討会

- ・評価対象物質の測定手法の決定
- ・評価対象物質のばく露評価

### 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

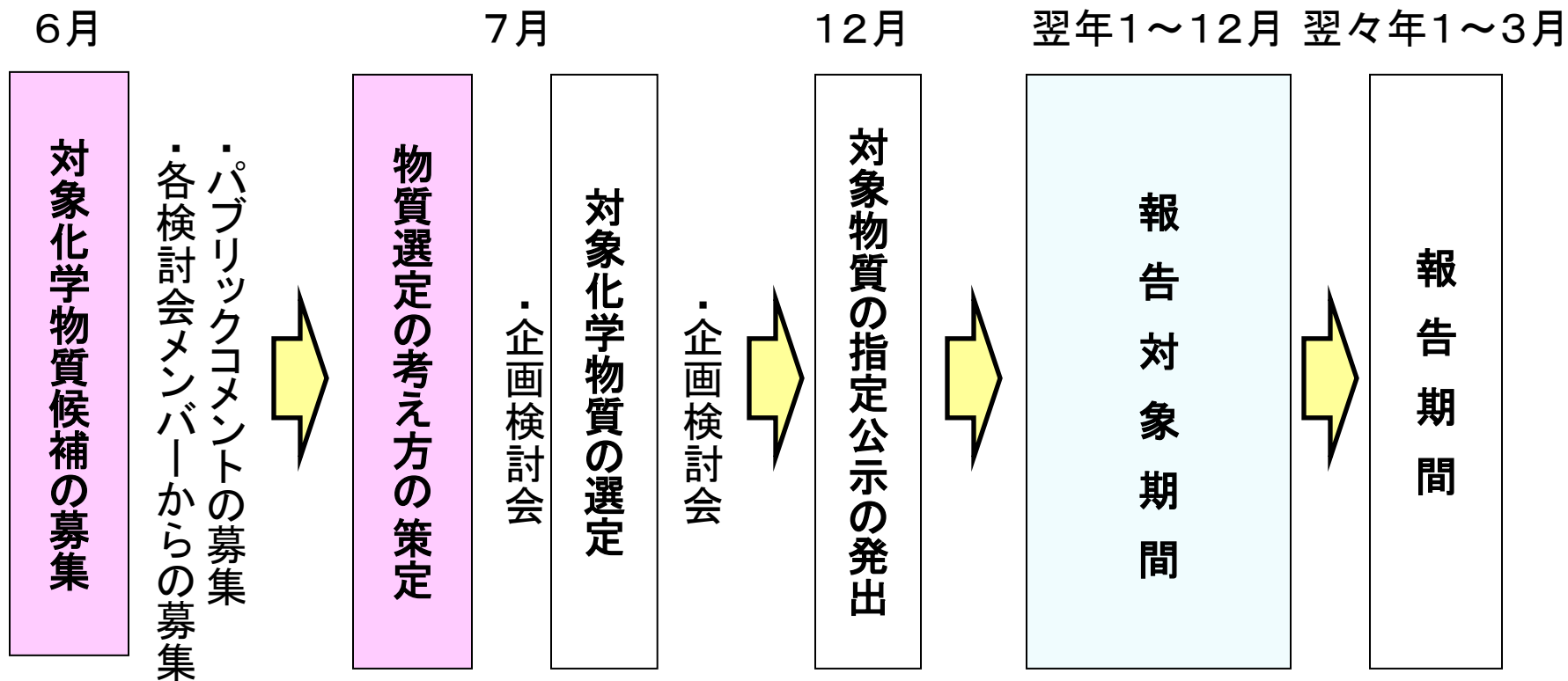
- ・規制措置等が必要とされた物質について、健康障害防止措置の検討

※企業情報を扱う場合には、非公開

### (3) リスク評価対象物質・案件の選定手順

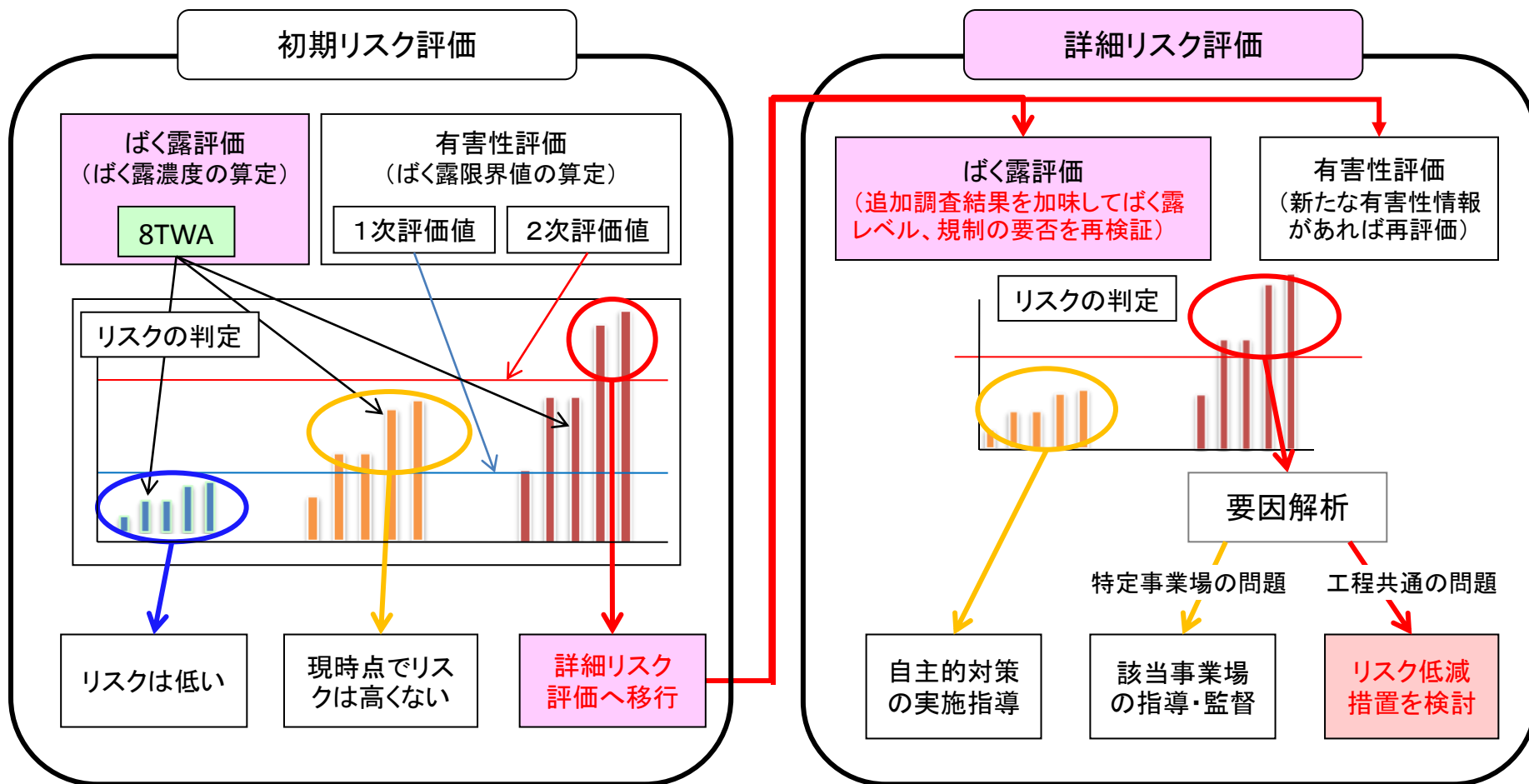
- 対象物質・案件の選定手順の透明化・明確化
- 対象物質選定の考え方の策定

#### 有害物ばく露作業報告対象物質の選定手順



# (4) ばく露評価のスキーム (ガイドライン概要)




- 2段階リスク評価方式の導入(ばく露作業の詳細な分析の実施)
- ばく露要因の解析スキームの整理
- ばく露調査スキームの見直し(統計的解析手法、ばく露推定モデルの導入)



## (5) リスク評価結果を踏まえた措置

- リスク評価(科学ベース)と措置の検討(政策ベース)の分離 H21.4~
- 健康障害防止措置の検討プロセスの透明化
- 事業者の実態、最新の技術開発を踏まえた対策の立案

### ➤ 健康障害防止措置の検討の標準的スケジュール

第1回	<p>[STEP1] 詳細リスク評価内容の説明(事務局)</p> <p>[STEP2] リスク作業の実態の調査(事業者等からヒアリング)</p>	検討会メンバー、 事業者団体代表
第2回	<p>[STEP3] 健康障害防止措置の説明(事務局)</p> <p> (発散抑制装置、保護具メーカーからヒアリング)</p> <p>措置毎の導入の必要性、導入方針の検討</p> <p>[STEP4] 対策オプションの説明(事務局)</p> <p></p> <p>最適な対策オプションの検討</p>	検討会メンバー、 (事業者、メーカー)
第3回	<p>規制の影響分析の説明(事務局)</p> <p>[STEP5] 措置の導入方針の提案(事務局)</p> <p></p> <p>導入方針の検討</p> <p>[STEP6] 導入方針のとりまとめ</p>	検討会メンバー

## (6) これまでのリスク評価に基づく対策の拡充

### ➤ 平成18年度リスク評価結果(平成20年3月施行)

ホルムアルデヒド	特定第2類物質に指定
1,3-ブタジエン	サンプリング、保守点検の作業について、密閉化、局所排気装置の設置等の措置
硫酸ジエチル	触媒として使用する作業について、密閉化、局所排気装置の設置等の措置

### ➤ 平成19年度リスク評価結果(平成21年4月施行)

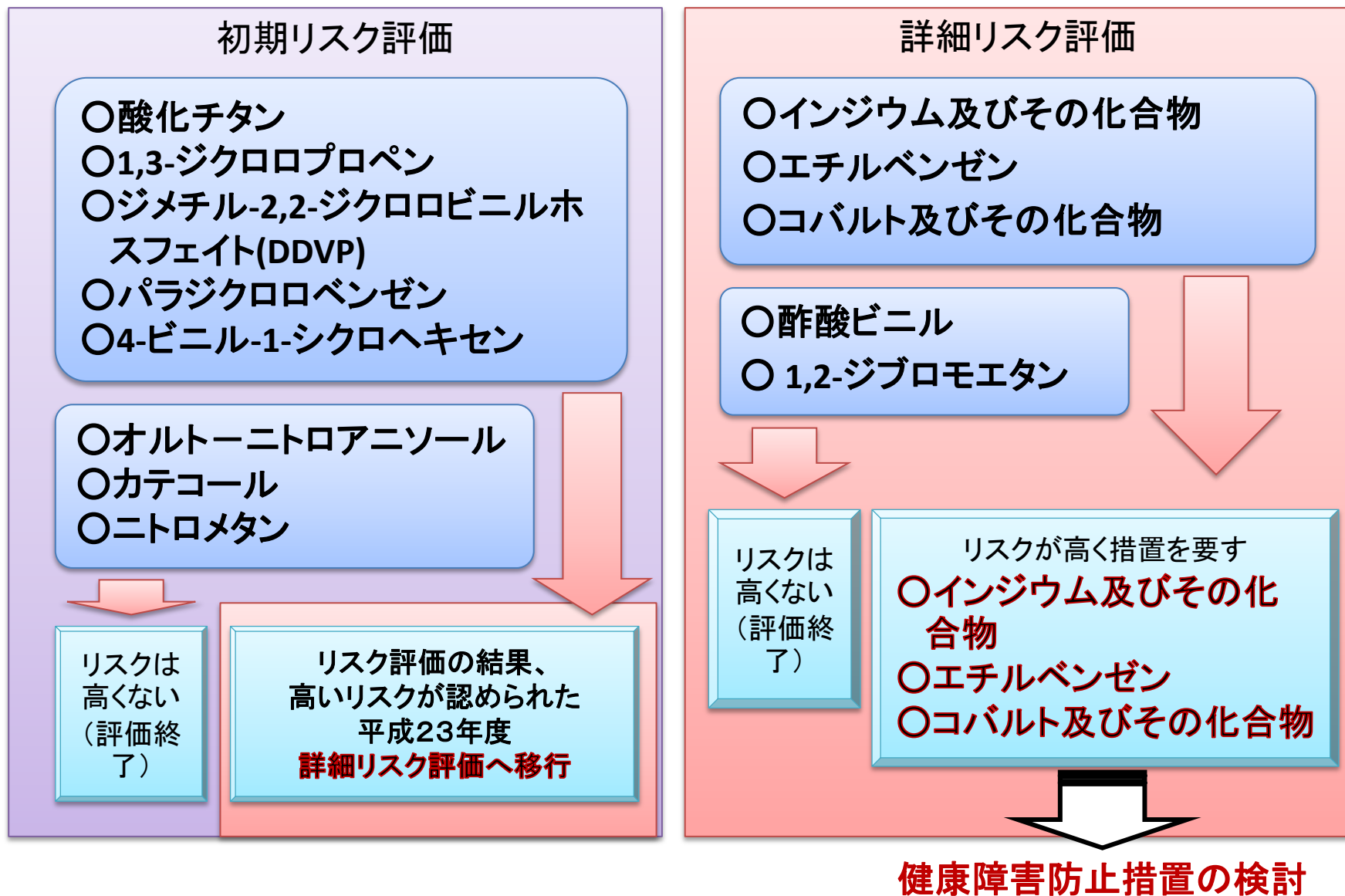
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	管理第2類物質に指定
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	管理第2類物質に指定

### ➤ 平成21年度リスク評価結果(平成23年4月施行)

酸化プロピレン 1,1-ジメチルヒドラジン	特定第2類物質に指定
1,4-ジクロロ-2-ブテン	サンプリング、保守点検の作業について、密閉化、局所排気装置の設置等の措置
1,3-プロパンスルトン	設備の密閉化、経皮ばく露防止のための漏えい防止措置



➤ 今次改正の契機となったリスク評価結果  
(平成22年度ばく露実態調査)



## ➤ 健康障害防止措置の検討結果

### 健康障害防止措置に係る検討会報告概要

<p>インジウム化合物 ※金属インジウムを除く</p>	<p><u>管理第2類物質及び特別管理物質と同様の措置が必要</u></p> <p>呼吸用保護具の着用、二次発じん防止のための清掃等</p>
<p>コバルト及びその無機化合物 ※触媒として使用する作業を除く</p>	<p><u>管理第2類物質及び特別管理物質と同様の措置が必要</u></p> <p>二次発じん防止のための清掃</p>
<p>エチルベンゼン ※塗装の業務に限る</p>	<p><u>発散抑制措置として第2種有機溶剤と同様の措置が必要</u></p> <p><u>特化則の特別管理物質と同様の措置</u></p> <p>局所排気装置の設置が困難な場所では、十分な性能を有する呼吸用保護具の着用</p>